

令和 8 年 9 月 9 日
中部地方整備局

サーキュラーエコノミーポート選定証手交式を開催します！

～中部地方整備局管内で初めて三河港がサーキュラーエコノミーポートに選定～

国土交通省港湾局では、令和 8 年 8 月 27 日に循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）として全国 29 港を選定しました。このたび、選定港の一つである三河港（港湾管理者：愛知県）に対し、選定証の手交式を下記のとおり開催します。

1. 選定証手交式

日 時： 令和 8 年 9 月 16 日（水）10:00～10:30
場 所： 中部地方整備局港湾空港部 3 階 第一会議室
（名古屋第 4 地方合同庁舎：名古屋市中区三の丸 2 丁目 6 番地 2 号）
主 催： 中部地方整備局港湾空港部

2. 取材

- ・選定証手交式を公開いたします。
- ・撮影が可能です。
- ・取材いただける報道機関の方は、別紙 1 の「取材登録」をご参照いただき、9 月 14 日（月）15 時までに電子メールにてお申し込みください。
- ・当日は、選定証手交式開催 15 分前までに会場受付にお越しくください。
- ・報道機関名が確認できる取材者証（腕章）等の着用をお願いいたします。

3. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、中部専門記者会、愛知県政記者クラブ、
港湾新聞、海事プレス、港湾空港タイムス、日本海事新聞、
マリタイムデーリーニュース

4. 問合せ先

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部
海洋環境・技術課 河合（かわい）、後藤（ごとう）
TEL: 052-209-6329 E-mail: pa.cbr-isewan-saisei@mlit.go.jp

別紙1

メール送信先 : pa.cbr-isewan-saisei@mlit.go.jp
(国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課 宛)

取材登録

※取材をご希望の場合は、事前に以下の記載事項を電子メールにて送付いただくようお願いいたします

【メール件名】

(取材登録) サーキュラーエコノミーポート選定証手交式

【記載事項】

1. 報道機関名
2. 取材者（複数名の場合は代表者）
 - ①ご氏名
 - ②ご役職
 - ③取材人数
3. 連絡先
 - ①電話番号
 - ②当日に連絡可能な携帯電話番号（3. ①と同じ場合は不要）
4. 注意事項
 - 天候や災害等により、選定証手交式を中止・延期する場合がございます。
 - 選定証手交式の中止・延期が決定した場合、当日 09:00 までに連絡いたします。

(メール本文に直接入力し、送付いただく形で問題ございません。)

申込締切：令和8年9月14日(月) 15時

参考資料

1. サーキュラーエコノミーポートとは

サーキュラーエコノミーとは、資源や製品の価値を維持、回復又は付加することで、循環的に利用する経済システムであり、製品等の長寿命化、再利用、リサイクル等の取組を循環資源の需給両面から促進し、天然資源利用や廃棄物排出を減少させる経済システムです。

サーキュラーエコノミーポートは、循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策等、サーキュラーエコノミーを巡る様々な社会的要請に取り組む港湾であり、港湾管理者、リサイクル関連企業、物流事業者、関係省庁等、多様な主体と共に連携しつつ、サーキュラーエコノミーの実現を目指すもの。

2. 選定結果の概要

今般、提出があった選定申請書について審査を行った結果、いずれの港湾についても、サーキュラーエコノミーに係る港湾貨物の取扱、高度な分別収集・再資源化施設の立地、小口・多種多様な循環資源の輸送、貨物取扱環境の整備、港湾間の連携等による輸送効率化やサーキュラーエコノミーへの貢献についての実績や計画が認められ、選定要件を満たしていることを確認しました。そのため、申請のあった全 29 港を、サーキュラーエコノミーポートに選定します。

港湾名	港湾管理者	港湾名	港湾管理者	港湾名	港湾管理者
室蘭港	室蘭市	小名浜港	福島県	境港	境港管理組合
苫小牧港	苫小牧港管理組合	相馬港	福島県	徳山下松港	山口県
石狩湾新港	石狩湾新港管理組合	千葉港	千葉県	宇部港	山口県
八戸港	青森県	木更津港	千葉県	三島川の江港	愛媛県
釜石港	岩手県	川崎港	川崎市	須崎港	高知県
大船渡港	岩手県	姫川港	新潟県	宿毛湾港	高知県
秋田港	秋田県	伏木富山港	富山県	北九州港	北九州市
船川港	秋田県	三河港	愛知県	三池港	福岡県
能代港	秋田県	舞鶴港	京都府	中城湾港	沖縄県
酒田港	山形県	姫路港	兵庫県		

サーキュラーエコノミーポートの選定は初の取組であり、その位置図は以下のとおりです。



（参考）

港湾局では、循環資源を効率的に取り扱うために、港湾管理者等による港湾での循環資源の蔵置、保管等を行う循環資源取扱支援施設の整備に対する支援を行っております。

また、環境省環境再生・資源循環局では、「再生材供給サプライチェーン構築支援事業」において、港湾管理者等による港湾での循環資源の荷役設備等の整備を支援する予定であり、特にサーキュラーエコノミーポート選定港での整備については、支援対象の審査にあたり加点措置が講じられる予定です。（※詳細は今後の環境省の報道発表をご確認ください。）